



KAWASAKI CITY

# 環境アセスメントに係るお知らせ

平成26年8月22日

川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項に基づき、(仮称)プラウド宮崎台Ⅱ計画に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 野村不動産株式会社 住宅事業本部 神奈川事業部長 梶 貴之
	指定開発行為の名称	(仮称) プラウド宮崎台Ⅱ計画
	指定開発行為の種類	住宅団地の新設 (第3種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市宮前区宮前平3丁目7番1号 他
	指定開発行為の目的	集合住宅の新設
	指定開発行為の内容	区域面積：約 17,048 m <sup>2</sup> (第一種中高層住居専用地域/第一種住居地域) 延べ面積：約 38,322 m <sup>2</sup>
	指定開発行為の施行期間	着工予定：平成26年12月 完了予定：平成28年 6月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成26年8月22日(金) から 平成26年9月 5日(金) まで 土曜日及び日曜日は除きます。ただし、高津区役所及び宮前区役所では、第4土曜日の午前中も縦覧を行います。 時間：午前8時30分から午後5時まで 上記期間中、本市ホームページにて当該条例見解書の内容を御覧になれます。 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-2-0-0-0-0-0-0-0.html">http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-2-0-0-0-0-0-0-0.html</a>
	縦覧場所	高津区役所、高津区役所橋出張所、宮前区役所及び本庁(環境局環境評価室)
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156